

翻刻史料

凡例

- ・ 本史料は、京都五山送り火公式ウェブサイトを構築するため、京都五山送り火連合会が収集し、翻刻したものである。
- ・ 字体は原則として依拠した史料の記載を踏襲したが、一部便宜のため常用漢字に直した。
- ・ 文中に句読点及び返り点を適宜加えた。
- ・ 史料本文中の（）内は、読解のために加えた注記で、誤字や脱字の補正などに用いた。

『兼見卿記』天正八年（一五八〇）七月十六日条

十六日、甲申、今夜四方山々万灯炉見物、

『同』慶長二年（一五九七）七月十六日条

十六日、乙丑（巳カ）、（中略）、及レ夕諸山万灯爐、門外へ罷出見レ之、

『慶長日件録』慶長八年（一六〇三）七月十六日条

十六日、及レ晩冷泉亭へ行、山々焼灯見物ニ東河原へ出了、

『同』慶長九年（一六〇四）七月十六日条

十六日、（中略）、入レ夜山科・冷泉令ニ同心一、万灯籠見物ニ東河原出畢、歸路山科亭へ立寄圍レ碁、及ニ鶏鳴ニ歸ニ蓬葦一、

『忠利宿禰記』慶安二年（一六四九）七月十六日条

清閑寺中納言令ニ同道一、相国寺先首座へ参、清閑寺弁当有、山門へのほりて市々の火を見物、西山大文字、舟、東山大文字、各見事也、

『隔莫記』慶安三年（一六五〇）七月十六日条

十六日、晴天、（中略）、神邊十左衛門為レ禮来過、夕滄過也、相留、今晚登ニ山上一、見ニ萬燈爐一、（中略）、如ニ毎年一、山上大文字火調レ之、（後略）

『同』承応三年（一六五四）七月十六日条

十六日、晴天、酷暑也、（中略）、日暮共登ニ山上一、予亦五六年亦不レ登ニ山上一、今晚於ニ山上一、諸方之送火見レ之也、（後略）

『宣順卿記』承応三年（一六五四）七月十六日条

十六日、月蝕、陰晴、山々之火東山大文字、北山法文字、西山大文字、南、為二見物一、伴二岡入道資悲御房一、地下一
両輩行レ鴨、

『洛陽名所集』卷之二「如意宝山」項（一六五八年刊）

如意宝山 鹿谷の上也、日本ノ五岳の一なり。（中略）、我等そのかみより七月十六日の夜、四方の山に松明にて妙法大の三字、或ハ船のなりなど、つくる事也。すなハち、大の字ハ、如意峯にとぼせり。青蓮院御門主の御筆なりとぞきこえき。（後略）

『案内者』七月十六日「山々之の送火」項（一六六二年刊）

山の送火 但雨ふれハのふるなり、万治三年庚子七月十六日雨天ゆへ、東山の太もんじその外、十七日にこれあり。松カ崎には妙法の二字を火にともす。やまに妙法といふ筆畫に杭をうち、松明を結つけて火をともしたるものなり。北山には帆かけふね、浄土寺に大文字、みなかくのことし。大文字ハ三藐院殿の筆畫にてきり石をたてたりといふ。（後略）

『山城四季物語』卷第四（一六七三年刊）

十五日の夕如意山に火を大文字に燈事
東山如意山の麓浄土寺村よりこれをなすなり。つたへていふ、浄土寺の本尊弥陀、春日の作なり。あるとき光明を放し給ひしを、弘法大師拝見ありて、未來に此光明を残し、見聞のともがら、生極楽の縁となさしめんとして、光明を大の一字に加持して、則、方十丈の筆畫を峯に残せるとなり。その跡ありて、木をつみ置、一度に火をつくれれば、筆勢あざやかにして天にかかやき、青雲に金色の文字を出現しけるかとうたがふばかりなり。これにをくれじと松ヶ崎、舟岡、北山なんども燈たつれども、大文字の光にけをされて、いとけうなし。

『日次紀事』「大文字」項・「大火火」項（一六七六年刊）

大文字 今夜東山浄土寺山上、以レ薪點二大字一、此字畫非二凡筆之所レ及也、傳言、室町家繁榮日、為二遠望之觀使一點レ之、故一條通為二當面一、依レ之言、相国寺横川景三之所レ筆也、又言、弘法大師之所レ畫也、（中略）、此外、北山松崎、點二妙法二字一、或船形、處々山岳并原野諸人競集、（中略）、
大字火 北山村西山以レ火點二大字一、相傳、是亦弘法之筆畫也、

『出来齋京土産』卷之四「如意宝山 付駒瀧」項（一六七七年刊）

（前略）、年毎の七月十六日の夜は聖靈の送り火とて、四方の山に松明にて妙法大の三字、帆かけ舟のかたちをともす事、そのかみよりこれあり。此如意が嶽には大の字をともす。その文字のかたちは青蓮院御門主の御筆と聞ゆ。文字筆勢のごとく株（くい）を地にうちて、其株に松明をひしと結付てともすに、見る人川原おもてにふさがり侍べる。（後略）。

『菟芸泥赴(つきねぶ)』第四下「如意嶽」項(一六八四年刊)

一、七月十六日の夕、此山に送り火して大文字をなす。相国寺の横川の字形といへり。此所相国寺の領地なれハ、彼寺の方を正面にてらせり。

『雍州府志』卷之一「慈照寺山」項(一六八六年刊)

(前略)、毎年七月六日、慈照寺浄土寺両村ノ民登^レ山、伐^二松木長^一二三尺許^一、歸^レ家細割^レ之、日乾、至^三同十六日晚^一、各携^二此薪^一登^三山上^一、山の西北ノ面^二有^二大文字跡^一、是弘法大師之所^レ畫也、所々以^三小石^一為^レ徴、(中略)、此外北山^二點^二妙字法字^一、或ハ有^下作^二舩形^一者^上、又所々ノ山岳或ハ原野諸人、以^三枯麻條^一為^レ炬、抛^二虚空^一、或ハ燒^二平地^一、俗^二是^一モ亦謂^二聖靈送火^一、又稱^二施火烧^一、凡^二孟蘭盆會^一、所^レ供^レ佛之餘物悉携出燒^レ之、諸人群集鴨川邊觀^レ之、

『山州名跡志』卷之四「如意嶽」項(一七二一年刊)

如意嶽 (中略)、因曰、於^二如意山^一、每歲七月十六日の暮に燈を大文字の形に點す。是則東山慈照院公の發起にして、相国寺横川和尚と同將軍の臣芳賀掃部と二人所^レ作也。掃部は和尚筆道の弟子なり。火の數七十二ありと云ふ。

『都名所図会』「大文字山」項(一七八〇年刊)

毎年七月十六日の夕暮、大文字の送り火ハ銀閣寺の後山如意力嶽にあり、昔此麓に浄土寺といふ天台の伽藍あり、本尊阿弥陀物ハ、一とせ回録(禄カ)の時此峰に飛去り光明を放ち給ふ、これを慕ふて本尊を元の地へ安置し、夫より孟蘭盆會に光明のかたちを作り火をともしたる、其後、弘法大師大文字にあらため給ふ、星霜累りて文字の跡も壓(うずもれ)しかバ、東山殿相国寺の横川和尚に命せられ、元のことく作らしめ給ふ、大の字初畫の一点、長さ九十二間ありといふ、冬の日雪の且も、此文字跡に雪つもりて洛陽の眺となる、これを雪の大文字とぞいひ侍る、

『翁草』(七月十六日山々の火)の一部を読み下し(一七九一年成立)

同国同郡(山城国愛宕郡、作成者注)浄土寺山に七月十六日晚大文字の火を点ず、其濫觴は、弘法大師の筆跡という、雍州府志にも其通り見えたり。慈照寺、浄土寺、両村の民、七月六日山に登り、松木を長三尺計に伐て日に乾せおき、十六日の夜、各是を携て山に登り、これを灯て、亡魂の送り火とすと云り。

本説は、洛東浄土寺山、中元の夜、大文字の松火は、將軍義政公、近臣芳賀掃部に命じ、即ち白布を山面に引かしめ、大文字の形を作り、相国寺横川和上、東求堂より望見し、筆画を定む。

掃部は、横川筆道の弟子なり。延徳己酉春、常德院義尚公薨ずるなり。此秋孟蘭盆の冥供、始めて興ると云々。是は或人の珍藏に在り、雍州府志にも是を一説にして引り。弘法大師の

筆跡と云は非なり、此説を正説とすべしと或人云り。

同宵、松ヶ崎村山上に、妙法の二字炬火を以て点ず、是は日像上人の筆跡と云伝う、同夜題目踊有り。

同宵、西賀茂正伝寺後の山、西北の峯に、妙見堂の旧地有り。土人誤てめけん堂と云、毎歳此の夕、舟の形の火を点じて、此堂の辺にて念仏踊を為す、其外洛の北西の山に、鳥居、左大文字、并に色々の形の火を同時に点ず。其来由を知らず。

『俳諧歳時記』秋之部「施火燎」項（一八〇三年刊）

施火燎 大文字の火、鳥居火、舩形の火、妙法の火 七月十六日、今夜東山浄土寺の山上、薪を以大字を点ず。この字画、凡筆の及ぶ所にあらず。伝へいう、室町家繁昌の日、遠望遊観の為此れを点ぜしむ、故に一条通を正面とすと。一説に延徳元年七月十六日、相国寺小補軒横川和尚始てこれを作す。是將軍義尚追悼の為なり。（中略）、この外北山松か崎に妙法の火を点じ、舩岡山には舩の形の火を点じ、愛宕山には鳥居形の火点ず。洛外所々の山岳并に原野諸人集りて、枯麻の條・櫛の枝・破子・公卿台の類を焼く。これを聖霊の送り火といい、又施火という。